

## 社会福祉法人佐久市社会福祉協議会敬老会助成金交付要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人佐久市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、敬老会事業に対して、予算の範囲内において助成金を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

### (助成事業の選定基準)

第2条 助成事業は、次の各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 敬老会の会員は、佐久市に住民票がある70才以上の者とする。ただし、長期間施設に入所している者、及び長期間不在の者は除く

(2) 事業の予想する効果が、特定の者の利益にのみ寄与するものでないこと  
(交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする行政区（以下「申請者」という。）は、佐久市社会福祉協議会敬老会助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(1) 敬老会助成対象者名簿

(2) その他会長が必要と認める書類

### (審査及び決定)

第4条 会長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、当該申請に係る書類の審査を行ったうえ、助成金の交付を決定するものとする。

### (交付決定通知)

第5条 会長は、前条の規定により助成金の交付を決定したときは、佐久市社会福祉協議会敬老会助成金交付決定通知書（様式第2号）により、通知するものとする。

### (助成金の交付請求)

第6条 申請者は、助成金の支払を受けようとするときは、佐久市社会福祉協議会敬老会助成金交付請求書（様式第3号）を、会長に提出するものとする。

### (事業完了報告)

第7条 申請者は、当該助成事業の完了後速やかに、佐久市社会福祉協議会敬老会助成事業完了報告書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

### (監査及び返還)

第8条 会長は、前条に基づき報告書が提出されたときは、当該助成事業の実施状況及び予算の執行状況を審査するものとする。

2 会長は、執行状況が著しく不相当と認められるときは、申請者に対し、助

成金の全部、または一部を返還させることができる。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月3日から施行する。